

事 務 連 絡
令和8年8月18日

各 { 都 道 府 県 }
 { 指 定 都 市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

麻しん施設別発生状況に係る調査について

標記調査につきましては、令和7年3月26日付け事務連絡「麻しん施設別発生状況に係る調査について」により実施しているところですが、令和8年3月23日～3月29日の報告分をもって令和7年度のシーズンを終了し、令和8年3月30日～4月5日の報告分から令和8年度のシーズンとして実施することとしております。

つきましては、別紙実施要領及び別記様式「麻しん施設別発生状況」をご確認の上、引き続き感染症サーベイランスシステムによる報告をお願いします。

なお、当課でとりまとめた情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条に基づき公表いたしますので、ご了承ください。

また、本調査は、学校保健安全法第18条に基づく学校の設置者から保健所への連絡について、その内容を各都道府県及び各指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課においてとりまとめの上、当課に対して報告するものであり、各学校においては特段の作業等が生じるものではありません。この旨を文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課を通じて各学校所管部局へ周知を依頼していますことを申し添えます。

本事務連絡については、従前、新シーズンへの移行前に発出していたところですが、本事務連絡の発出が遅れましたこと、心よりお詫び申し上げます。

(別紙)

麻しん施設別発生状況に係る調査実施要領

- 調査は別記様式に記載の項目について行うこととします。
 - 各学校より最寄りの保健所に対して連絡（学校保健安全法第 18 条）のあった麻しんによる休校等の情報を、各都道府県及び各政令指定都市の衛生主管部局感染症対策担当課において別記様式によりとりまとめの上、感染症サーベイランスシステムの「厚生労働省指定疾病報告機能」により報告することとします。
 - 令和 8 年第 14 週（令和 8 年 3 月 30 日（月）から 4 月 5 日（日）まで）に係る報告から新シーズン分として入力してください。
 - システムへの入力は翌週火曜日までに完了させてください。
 - 休校等の報告がない場合も必ず毎週「0」と入力してください。
 - 大学のキャンパス単位での休講等については、「休校」に分類してください。その他、計上方法について不明な点は、感染症対策課情報管理係宛てご照会ください。
 - 操作方法に関するご質問は感染症サーベイランスシステムヘルプデスクへお願いいたします。
- ※ 各学校におかれましては、特段の作業はありません。